

改正

令和4年3月25日教委告示第3号

十津川村社会教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、十津川村の社会教育関係団体（以下「団体」という。）の健全な育成を図り、社会教育の振興に資するため、団体に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体及び補助金の額)

**第2条** 補助金の対象となる団体は、別表に定める団体とし、補助金の額は、予算の範囲内で教育長が定める額とし、1団体あたり1,000千円を上限とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

**第3条** 補助金の対象となる事業は、別表に定める団体毎の事業とし、補助金の対象となる経費は、団体が事業を実施するために教育長が必要と認めた経費とする。

(交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(交付の決定)

**第5条** 教育長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(補助金の概算払)

**第6条** 教育長は、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助団体は、補助金の概算払の交付を受けようとするときは、請求書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(変更の承認)

**第7条** 第5条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助団体」という。）が申請の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（様式第4号）を教育長に提出して、その承認を受けなければならない。

(報告、検査及び指示)

**第8条** 教育長は、必要があると認めるときは、補助団体に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め検査し、又は指示することができる。

(実績報告)

**第9条** 補助団体は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第10条** 教育長は、前条の規定による報告書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

(補助金の請求)

**第11条** 前条の通知を受けた補助団体は、請求書（様式第3号）により、補助金を請求するものとする。

2 教育長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該補助団体に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第12条** 教育長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (2) 不正な方法により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が、著しく不適正と認められたとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

2 教育長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（補助金の返還）

**第13条** 教育長は、前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、期限を付して補助金返還命令書（様式第8号）により、当該補助金の返還を命ずることができる。

2 教育長は、第6条の規定により補助金の概算払を行った場合において、概算払額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助団体に対して、期限を定めてその差額を返還させることができる。

（その他）

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

**第1条** この告示は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

（十津川村青年団補助金交付要綱等の廃止）

**第2条** 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

- (1) 十津川村青年団補助金交付要綱
- (2) 十津川村駅伝大会婦人会スタッフ補助金交付要綱
- (3) 十津川村婦人会補助金交付要綱
- (4) 十津川村子ども会連絡協議会補助金交付要綱
- (5) P T A協議会補助金交付要綱
- (6) 十津川村人権教育推進協議会補助金交付要綱
- (7) 文化協会補助金交付要綱
- (8) 青年団県外研修補助金交付要綱
- (9) 古民舞保存継承団体補助金交付要綱
- (10) 南十津川剣道クラブ補助金交付要綱
- (11) 十津川村体育協会補助金交付要綱
- (12) 十津川村剣道クラブ水戸大会補助金交付要綱
- (13) 新十津川町青年道外研修事業に係る十津川村青年団受入補助金交付要綱
- (14) 十津川村・新十津川町社会教育団体交流事業補助金交付要綱

（旧要綱の廃止に伴う経過措置）

**第3条** この告示の施行の日の前日までに、廃止前の旧要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

2 この告示の施行の際、廃止前の旧要綱の規定により作成されている申請書等の用紙で現に残存するものは、この告示の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月25日教委告示第3号）

この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

補助対象団体	補助対象事業
十津川村青年団	(1) 団体活動の管理及び運営 (2) 資質向上を目的とする研修 (3) 新十津川町青年団との交流研修
十津川村婦人会	(1) 団体活動の管理及び運営 (2) 資質向上を目的とする研修 (3) 十津川村駅伝大会における賄い活動
十津川村子ども会連絡協議会	(1) 団体活動の管理及び運営 (2) 子ども会の育成 (3) 子どもを対象とする野外活動及び体力向上
十津川村PTA協議会	(1) 団体活動の管理及び運営 (2) 資質向上を目的とする研修
十津川村人権教育推進協議会	(1) 団体活動の管理及び運営 (2) 資質向上を目的とする研修
十津川村文化協会	(1) 団体活動の管理及び運営 (2) 文化の保存事業 (3) 文化の継承事業
古民舞保存継承団体 (1) 武蔵踊り保存会 (2) 小原踊り保存会 (3) 平谷餅搗き踊り保存会 (4) 西川大踊り保存会 (5) 出谷踊り保存会 (6) 小原子ども会 (7) 西川子ども連合会	(1) 団体活動の管理及び運営 (2) 伝統芸能の保存事業 (3) 伝統芸能の継承事業
十津川村体育協会	(1) 団体活動の管理及び運営 (2) スポーツの振興及び普及 (3) 選手及び指導者の育成 (4) 競技力の向上
十津川剣道クラブ	(1) 水戸大会への出場 (2) 新十津川町社会教育団体との交流
南十津川剣道クラブ	団体活動の管理及び運営

十津川村教育委員会

教育長

様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

### 社会教育関係団体補助金交付申請書

年度十津川村社会教育関係等団体補助金の交付を受けたいので、十津川村社会教育関係等団体補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

記

添付書類

- (1) 事業計画書（附表1）
- (2) 収支予算書（附表2）
- (3) その他教育長が必要と認める書類

■連絡先

役 職	氏 名 (ふりがな)	住 所	連 絡 先
代 表 者	( )	〒 -	TEL
事 務 担 当	( )	〒 -	TEL

附表 1

事業計画書

団体名【 】

月 日	事業名	内容

附表 2

収 支 予 算 書

団体名【  】

収入の部

単位：円

項目	金額	内訳
村 補 助 金		
合 計		

支出の部

単位：円

項目	金額	内訳
合 計		

団体名

代表者

様

十津川村教育委員会

教育長

(印)

## 補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった十津川村社会教育関係等団体補助金について、下記のとおり決定したので、十津川村社会教育関係等団体補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

### 1 補助金交付決定額

金 円也

### 2 交付の対象事業内容

この補助金の交付の対象となる事業内容は、年 月 日付の申請書に記載のとおりとする。

# 請 求 書

金額										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

但し、

上記のとおり請求いたします。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

十津川村教育長 殿

※必ず記入をお願いします。通帳をご確認下さい。

振込先	銀行・労働金庫 信用金庫 信用組合 農協 店	口座番号	普通 No.
		(カタカナ) 口座名義人	当座 No.



十津川村教育委員会  
教育長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 社会教育関係等団体補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので、十津川村社会教育関係等団体補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 1. 変更交付申請額

既交付決定額	円
変更申請額	円
差 引	円

#### 2. 変更を必要とする理由

#### 3. 添付書類

- (1) 事業計画書（附表1）
- (2) 収支予算書（附表2）
- (3) その他教育長が必要と認める書類

附表 1

事業計画書

団体名【】

月日	事業名	内容



年 月 日

十津川村教育委員会

教育長

様

団 体 名

代表者氏名

(印)

### 社会教育関係等団体補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、十津川村社会教育関係等団体補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

#### 記

既交付決定額	円
実 績 額	円
差 引	円

#### 添付書類

- (1) 事業報告書 (附表3)
- (2) 収支決算書 (附表4)
- (3) その他教育長が必要と認める書類

附表 3

事業報告書

団体名【 】

月 日	事業名	内容



第 号  
年 月 日

団体名

代表者

様

十津川村教育委員会

教育長

(印)

## 補助金確定通知書

年 月 日付 第 号交付決定した 年度十津川村社会教育関係等団体補助金について、年 月 日付で提出のあった実績報告書に基づき、次のとおり確定したので、十津川村社会教育関係等団体補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

### 1 補助金交付確定額

金 円也

### 2 特記

第 号  
年 月 日

団体名

代表者

様

十津川村教育委員会  
教育長

(印)

## 交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した十津川村社会教育関係等団体補助金について、下記の理由により取り消しますので、十津川村社会教育関係等団体補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

(理由)



第 号  
年 月 日

団体名

代表者

様

十津川村教育委員会

教育長

(印)

## 補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定した十津川村社会教育関係等団体補助金について、十津川村社会教育関係等団体補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

### 記

1. 交付決定額 金 円
2. 既交付決定額 金 円
3. 返還命令額 金 円
4. 返還理由

5. 返還期日 年 月 日